

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
○ 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 六一

告 示

○ 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 六一
○ 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 六一
○ 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 六一
○ 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 六一
○ 道路の供用を開始する件 六一

公 告

○ 家畜人工授精に関する講習会を開催する件 六一
○ 県営土地改良事業の工事が完了した件 六一
○ 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 六一
○ 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 六一
○ 福島県教育委員会教育長 六一
○ 公金の収納の事務を委託した件 六一
○ 福島県選挙管理委員会 六一
○ 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 六一

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十九年十一月六日

福島県規則第七十号

福島県知事 内堀雅雄

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一株式会社東邦銀行八山田支店の項の次に次のように加える。

株式会社 東邦銀行郡山金屋支店	郡山市田村町金屋	県収入金の収納及び支払
--------------------	----------	-------------

附 則

この規則は、平成二十九年十一月十七日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第七百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月六日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イオン薬局福島店	福島市南矢野目字西荒田五〇一一七	平成二十九年七月一日
みみ・はな・のど まついいクリニック	同 市南矢野目字上戸ノ内三一	同 日
医療法人創栄会新地クリニック	相馬郡新地町谷地小屋字舛形一五五	同 年八月一日

（社会福祉課）

福島県告示第七百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年十一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
さくら薬局駅前店	双葉郡大熊町大字下野上字大野一六一四	平成二十九年七月三二日
アイン薬局飯館店	相馬郡飯館村伊丹沢字山田三八〇	同 日
こくぶ薬局湯川店	会津若松市湯川町一―五四	同 日

（社会福祉課）

福島県告示第七百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
たかせ薬局	会津若松市町北町大字中沢字新田二七―一	有限会社ア	会津若松市一箕町大字亀賀字村前三六一―一	平成二十九年六月一日	居宅療養管理指導
宝山堂薬局	会津若松市一箕町大字亀賀	同	同	同日	同

字村前三六一

（社会福祉課）

福島県告示第七百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年十一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
こくぶ薬局湯川店	会津若松市湯川町一―五四	株式会社あさひ調剤	東京都渋谷区代々木二―一―五	平成二十九年七月三一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居宅療養管理指導

（社会福祉課）

福島県告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十九年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道本宮熱海線	郡山市熱海町安子島字馬場一二番二地先から 同 市熱海町安子島字五の神六五番地先まで	平成二十九年十一月六日

公 告

(道路計画課)

公告第二百二十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十九年十一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 開催期日

平成三十年一月二十四日から同年二月二十七日まで

二 場所

- 1 学科、実習(二の2に掲げる実習を除く。)及び修業試験
福島県農業総合センター農業短期大学校 西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の1
- 2 実習(精液の採取、保存液の調整、精液の希釈、精液の液状保存及び凍結保存並びに精液精子検査法に係るものに限る。)

福島県農業総合センター畜産研究所 福島市荒井字地蔵原甲十八番地

三 対象家畜の種類

牛

四 受講人員

二十名程度

五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者

六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成二十九年十二月八日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、平成三十年一月十日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

七 その他

- 1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。
- 2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

(畜産課)

公告第二百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三条の三第三項の規定により、家老地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(平成23年災)の工事は、平成二十九年七月二十八日完了したので公告する。

平成二十九年十一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第二百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画一団地の住宅施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画土地地区画整理事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
福島県知事 内堀雅雄
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第二百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、三春町から田村三春小野都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
福島県知事 内堀雅雄
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十九年十月十三日次のとおり委託した。

平成二十九年十一月六日

福島県教育委員会教育長 鈴木淳一

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立福島明成高等学校、福島県立安達東高等学校、福島県立岩瀬農業高等学校、福島県立白河実業高等学校、福島県立修明高等学校、福島県立小野高等学校、福島県立耶麻農業高等学校、福島県立会津農林高等学校、福島県立いわき海星高等学校、福島県立磐城農業高等学校、福島県立ふたば未来学園高等学校及び福島県立相馬農業高等学校における農産物等販売代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 名称 福島県高等学校教育研究会農業部会
2 所在地 福島県福島市永井川字北原田一番地
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十九年十一月一日から同月三十日まで

福島県選挙管理委員会

（財務課）

福島県選挙管理委員会告示第八十九号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十九年十一月六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤俊博

変更前	変更後	変更年月日
独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院	平成二八年四月一日
医療法人社団新生会内科小児科佐藤病院	医療法人社団新生会佐藤病院	平成一五年二月一日